

「中華人民共和国特許法実施条例改正草案（意見募集稿）」に関する説明

1、特許法実施細則改正の背景及び主な過程

国際、国内情勢の発展のニーズにより一層適応させ、我が国の自主的革新と経済社会の発展の促進という特許制度の役割をより有効に発揮できるよう、党中央、国務院、全国人大常委会により特許制度を完全なものとするために提出された新しい要求を実行し、革新型国家の建設に奉仕するため、国家知識産権局は、2005年に第三回目の特許法改正準備業務を開始、社会各界の積極的参与と協力を得て、2006年12月27日、特許法改正草案（草稿）を国務院に提出し、審議を求めた。その後、国務院法制弁公室は広く意見を求め、研究・討論と改正作業を行った。2008年7月30日の国務院常務会議における審議を経て、国務院は2008年8月5日、全国人大常委会に「中華人民共和国特許法改正案（草案）」についての審議を求める議案を申請・提出した。2008年8月末、第十一次全国人大常委会第四回会議において、特許法改正案についての初の審議が行われた。国家知識産権局の田力普局長が、国務院の委託を受け説明を行った。

特許法実施細則は、特許法に組み合わされる行政法規であり、特許法の徹底施行と特許制度の正常な運用を確保することに対して、重要な意義を持つものである。1985年4月1日、中国で初の特許法と特許法実施細則が同日に施行開始された。特許法に対しては、1992年と2000年にそれぞれ第一回、第二回の改正が行われた。いずれの改正も、特許法実施細則についても相応の改正が行われ、改正後の特許法と同日に施行が開始された。国務院への特許法実施細則改正草案の審議要求が随時提出でき、第三回改正後の特許法の速やかな実施を確保するため、本局は2007年3月に特許法実施細則改正の準備業務を開始した。

科学的立法と民主立法の精神を徹底し、特許制度の実際の運用における問題について、より深く理解するため、本局は2007年3月に特許法実施細則改正における研究課題指南を公布し、此度の改正に関わるとされる16項の重点的問題を列挙し、これら課題の研究について、全社会を対象とした公開入札を行った。国家知識産権局、高等学校、科学研究機構、仲介サービス機構の専門学者により構成された21の課題チームが、この16項の課題研究を担うこととなった。各課題チームは2007年10月、深く踏み込んだ研究を基に、21部、計190万字以上の研究報告を提出した。これらの研究報告はまとめられ、すでに出版されている。

2007年10月より、本局条約法律司は、同研究報告及び立法意見に対してまとめと分析を行い、また各問題について個別に研究討論会を開いた。課題チームの構成員の他にも、関連分野の研究者を招き、課題チームが提出した改正法案について討論を行った。これを基に、条法司は2008年3月、特許法実施細則改正草案の初稿を完成させた。また、再三に渡り討論と推敲を重ね、現在の「中華人民共和国特許法実施条例改正草案（意見募集稿）」（以下「意見募集稿」とし、現行の特許法実施細則は「現行細則」とする）を完成させた。

意見募集稿は、2008年8月5日に国務院が全国人大常委会に対し審議を要請・提出した特許法改正案（草案）に基づいている。このため、改正対照表の右欄にある特許法条文番号は、いずれも同草案が採用した条文番号である。特筆すべきは、特許法改正案（草案）は全国人大常委会の審議を経た後も、調整・改正される可能性があり、特許法実施細則改正案の最終確定には、全国人大常委会審議を通過した特許法改正案に基づく必要があることである。

2、改正の主な内容

（一）名称に関して

現行細則の名称は、「中華人民共和国特許法実施細則」である。「行政法規制定手続条例」規定によると、国務院が頒布する行政法規の名称は、通常「条例」または「規定」、「弁法」等とされる。商標法、著作権法の実施細則はすでに「実施条例」と改名されている。国務院法制弁の意見を求めた上で、現行細則の名称を「中華人民共和国特許法実施条例」とするよう意見を提出している。

（二）特許出願文書に関して

1. 各種文書及びその提出、送付方式に関して

現行細則第三条規定「特許法と本細則規定の各種手続方法は、書面形式または国務院特許行政部門で規定されたその他形式で行わなければならない」、現行細則第十九条で図形の大きさ、第二十七条で画像と写真の大きさ、第二十九条で意匠製品と模型の大きさ、現行細則五十二条で提出する改正文書の大きさ、第一百二十条で出願文書の具体的形式が規定されている。電子出願方式が採用されるに伴い、このうちの一部要求も変化せざるを得ず、また国務院の行政条例として、形式と書式要求が具体的に規定されすぎる必要がないことを考慮し、意見募集稿では、上述の規定と組み合わせ、改正後の第三条において統一された簡明な要求を提出するにとどめ、具体的要求については国家知識産権局の記章規定（第三条）によるという提案を行っている。

意見募集稿の提案では、現行細則第五条の規定を二条に分け、それぞれにおいて当事者による各種文書の提出方式、提出日及び本局による各種文書の発行方式、発送・到着日について規定し、利用者により分かりやすく、理解を得られるようになっていく。国家知識産権局が制定した「電子特許出願に関する規定」に基づき、本局は2004年3月12日より中国特許業務発展の重要な里程碑の一つとなる電子特許出願の受理を開始した。電子伝送方式を採用後は、どのように電子文書の提出日と受信日を確定するかが重要な問題となり、意見募集稿では、中国「契約法」と「電子署名法」の関連規定で明確に規定されているもの（第五条、第六条）に基づくよう提案している。

現行細則の規定によると、当事者が提出する各種文書は通常、二部ずつ必要であるが、意見募集稿では、電子手続方式のたゆまぬ発展に伴い、できる限り出願人や利用者により便利となるように、同要求を取り消すよう提案している。

2. 連絡人に関して

前回改正において、現行細則第十七条に「連絡人」に関する規定が追加された。実施状況よりこの改正は必要なものとされたが、一部機構が同局の批准を得ずに「連絡人」として違法に特許代理業務を行うという問題も発生した。この弊害をなくすため、意

見募集稿の提案規定では、出願人は中国単位で、且つ委託された特許代理機構ではないもので、同単位に所属するもの一人を連絡人と指定しなければならない（第二十一条）としている。これは、連絡人は個人であり、且つその住所が出願された住所と一致していなければならないということである。

3. 請求書に関して

現行の特許法第二十六条は、発明と実用新案特許出願の請求書に記載する主要事項を規定しており、その他事項は現行細則第十七条で規定されている。これでは、請求書に関する規定は一部が特許法の中に、別の一部は実施細則の中にあることになり、利用者が全面的に理解し実行するには不便である。また、現行の特許法第二十七法における意匠特許出願についての規定にも請求書に関する内容が含まれていなければならないが、現行特許法と現行細則はいずれも請求書に記載されなければならない事項について規定していない。このため、意見募集稿は、三種類の特許出願の請求書に記載されなければならない事項を一条で統一され、全面的で、明確に規定するよう提案している（第二十二条）。

（三）特許出願と審査・批准プロセス

1. 権利の回復と期限の延長に関して

現行細則第七条では、当事者は、抵抗不能な事由または正当な理由に基づき特許法及び実施細則の規定または国务院権利行政部門が指定した期限を延長することにより権利を喪失した場合、その権利の回復を請求することができる。特許法の制定が民法通則に先行したことにより、その表記は民法通則とは一致していない。このため、意見募集稿は、「抵抗不能な事由」を「不可抗力」と改め、民法通則の規定と一致させるよう提案している（第八条）。

期限を延長したために権利を喪失した当事者に必要且つ合理的な救済措置を与えるとともに、特許審査作業の効率を向上させるため、意見募集稿は、権利回復を請求する当事者は権利喪失前に相応の手続きを行わなければならないという規定を提案している（第八条）。

この他、権利回復と期限延長は、その原因と手続きのプロセスが異なるため、二条に分けて規定するよう提案している（第九条）。

2. 機密保持特許の出願及び審査

機密保持特許の出願は二種に分けられる。一種は国防方面における機密保持が必要な国家機密に関する特許の出願で、もう一種はその他方面における機密保持が必要な国家利益に関する特許の出願である。現行細則では、前者は国防特許機構が受理、審査し、国家知識産権局が受理する特許出願は、その他方面における国家利益に関して機密保持が必要かどうか、国务院の関連主観部門の審査により確定されると規定している。

政府職能の転換と既存機構に対する調整により、従来の業界主管部門の多くがすでに取り消されている。実際の運用において、ある特許出願を機密保持特許出願に基づいて処理するよう要求する出願人は、機密保持が必要かどうかを確認するための主管部門を見つけることができず、本局から関連部門に審査を行うよう転送した場合も反応がないことが多い。これでは現行細則の関連規定の実施が困難となる。

この問題を解決するため、意見募集稿は、国家知識産権局は、同局が受理する特許出願について機密保持審査を行うよう提案している。審査の結果、その出願特許が国防

方面における機密保持の必要な国家機密であった場合、国防特許機構に審査を移行させる。また、その出願特許がその他方面における機密保持が必要な国家安全または国家利益に関するものであった場合は機密保持特許出願として処理する。国家知識産権局は、当該出願特許が機密保持の必要なものかどうかを、出願日より四か月以内に決定し、出願人に通知しなければならない（第十条）。

意見募集稿はまた、国家知識産権局が担当する機密保持特許出願に対する審査の手続きと適用する法律について、原則的な規定を定めるよう提案している（第十三条、第十四条）。機密保持特許審査の対象が発明または実用新案特許の出願に限られていることに注意する必要がある。

3. 中国で完成された発明の外国における特許出願について

特許法改正草案は、いかなる単位または個人も、中国で完成された発明を外国において特許出願できるが、事前に国務院特許行政部門の機密保持審査を経なければならぬと規定している。

上述規定の実施のため、意見募集稿は以下のように規定するよう提案している。いかなる単位または個人が、中国で完成された発明または実用新案を外国において特許出願するまたは国外機構に国際特許出願を行う場合について、事前に国家知識産権局に申請しなければならない。出願人は上述の発明について国家知識産権局に特許または国際特許を出願する場合、同時に外国における特許出願の申請を提出したとみなす。当該申請を受理した後、国務院特許行政部門が国家安全または国家利益に関わると判断したものは、随時申請人に通知される。申請人は、受理日より二か月以内に上述の通知を受け取っていない場合、当該発明または実用新案について、外国において特許出願または国際出願を申請できるものとする。国務院特許行政部門は、前述の通知を発行した場合、受理日より四か月以内に機密保持の必要の有無を決定し、申請人に通知しなければならない。前述の期限内に決定していない場合は、申請人が外国において特許申請または関連国外機構に国際特許を出願することに同意したとみなすものとする（第十二条）。

4. 重複授権の防止に関して

特許法改正草案は、現行細則第十三条第一項の規定を特許法第九条に移行させた。実際の運用において、本局審査指南で「同様の発明についての特許権は一件のみ付与されるものとする」の意味を説明しているが、法的効力が不足しているため、争議を起ししやすい。意見募集稿では、これに対し明確な説明を行うよう提案している（第十八条第一項）。

特許法改正草案第九条は、同時に「同様の発明についての特許権は一件のみ付与されるものとする」という原則の例外についても規定している。意見募集稿は、申請人の利益と同時に、公衆の利益が損なわれないよう考慮し、前述の例外規定の具体的なプロセスを実行するよう提案している（第十九条）。

現行細則において、二人以上の異なる出願人が、同様の発明について同日に特許出願を行った場合、国務院特許行政部門の通知を受け取った後、各自で協議し出願人を確定させなければならないと規定している。また、実際は審査員が出願人に協議を行うよう通知した際、出願特許のうち的一件がすでに特許を付与されている可能性があるため、意見募集稿では、各自協議を行い出願人または特許権人を確定させるよう改正することを提案している（第十八条）。

5. 特許権抵当登記に関して

中国物件法と担保法はいずれも、特許権を担保とすることができるが、関連管理部門に抵当登記をしていなければならないと規定している。本局は1996年に「特許抵当契約登記管理暫定施行弁法」を頒布し、特許権抵当登記の手続きを規定しているが、特許法及び実施細則のいずれにおいても、物件法及び担保法と連結する規定はない。このため、意見募集稿は、特許権抵当登記について規定するよう提案している（第二十条）。

6. 優先権に関して

中国の出願人の外国における特許出願及び外国の出願人の中国における特許出願に便宜を図るため、本局は、特許出願人が先行出願文書副本の請求と提出の手続きを簡略化できるよう、優先権先行出願文書副本の電子方式による相互伝送に関する協議について、関連国家または地区の特許局との協議・署名をすでに開始している。意見募集稿は、国家知識産権局が電子交換等の過程で先行出願文書副本を入手した場合、出願人が当該受理機構が証明した先行出願文書副本を提出したものとみなすとして規定するよう提案している。

現行細則第三十二条は、出願人が優先権声明において記載すべき事項を規定している。実際には優先権の「書面声明」についての特別な要求はなく、請求書に関連内容を記載するのみである。このため、意見募集稿では、書面声明に関する記述を削除するよう求めている。また、先行出願の出願日等の事項を明記していないために優先権を喪失した場合、出願人にとっては厳しすぎる条件であるため、救済の機会が与えられなければならない。意見募集稿は、出願人の請求書において先行出願の出願日、出願番号、受理機関のうち一項または二項の内容について記載漏れまたは記載ミスがあった場合、指定の期限内であれば補記できるとし、期限満了までに補記がない場合は優先権を要求しないものとみなすとして規定するよう提案している（第三十二条）。

（四）遺伝資源の利用により完成された発明の特許出願についての特殊要求に関して

特許法改正草案は、継承的リソースにより完成された発明は、当該継承リソースの取得または利用が関連法律、行政法規に違反している場合、特許権を付与しないものとする規定を追加した。また、特許出願した発明の完成が遺伝資源によるものである場合、出願人は特許出願文書において、当該遺伝資源の直接の出所または元の出所を明記しなければならないと規定し、元の出所を明記できない場合は、その理由を説明しなければならないという規定も追加した。当該規定を実施するため、意見募集稿は「遺伝資源」と「遺伝資源により完成された発明」の意味を明確に規定し、出願文書において出所を記載する際の具体的な要求も規定するよう提案している（第三十二条、第二百二十二条）。

意見募集稿は、出願人が特許法第二十七条第六項で規定されている「出所の公開」要求を満たしているかどうかについては、初歩的審査（第四十九条）と実質審査（第五十六条）の範囲に含まれるとしているが、授権後の特許権無効宣告を請求する理由とはしないものと規定するよう提案している。これと対応させ、権利法第五条第二項の規定に当てはまるもの、即ち遺伝資源により完成された発明について、当該遺伝資源の取得または利用が関連法律、行政法規の規定に違反している場合は、それが授権前の実質審査において却下される理由であり、授権後に特許権無効を宣告請求される理由であると規定するよう提案している。このため、出願人が特許法第二十七条第六項

の規定に基づいた関連する遺伝資源の出所公開を行っておらず、国家知識産権局の初歩的審査と実質審査においてこの問題が発見されなかった場合、授権後は出願人が「出所の公開」を行っていないことを理由とした特許権無効の宣告請求を行うことはできない。

(五) 実用新案と意匠特許の出願に関して

1. 実用新案特許出願に対する権利要求制限が増加

特許法立法の本来の意味では、実用新案特許は創造性の比較的低い発明を保護するものである。発明とは相対するもので、この制度の特徴は、実質審査を行わず、審査・批准が迅速だが、保護期間が短いことである。このため、世界の多くの国家が実用新案の権利出願要求に対し数量制限を設けている。この方法を参考とし、意見募集稿は、実用新案特許出願一件あたりのクレームは10項を超えてはならないと規定するよう提案している。これは実用新案特許出願の審査・批准の速度を向上させるだけでなく、重複授権防止のための検索にも便利となる（第二十五条第五項）。

2. 意匠特許出願文書に関して

意匠特許出願の図面と写真には、実用新案または発明の特許出願や権利要求と同様の役割があり、授権後は特許権の保護範囲を確定する根拠となるものである。このため、意見募集稿では、意匠特許出願の図面と写真について、より明確な要求を規定し（第三十三条第一項）、当該要求を満たさないものは、初歩的審査の段階で却下されると規定するよう提案している（第四十九条）。

意匠特許権の保護範囲の確定を便利にするため、特許法改正草案では、簡略説明は意匠特許出願文書の必要部分であり、簡略説明では図面または写真を用いた意匠特許製品の説明が可能であると定められている。このため、意見募集稿は、意匠特許出願の簡略説明の内容について規定している（第三十四条）。他国家では、簡略説明は意匠特許の必要出願文書と定められているとは限らないため、意見募集稿は、意匠特許出願の出願人が外国の優先権を要求した場合、その先行出願には意匠の簡略説明が含まれていないが、出願人が提出した簡略説明が元の出願文書の図面または写真が示す範囲を超えていない場合、享受する優先権には影響しない（第三十八条第三項）。

この他、特許法改正草案は、出願人が同一製品について多項目の近似デザインを一件の権利出願として提出することを許可するよう提案している。意見募集稿では、この規定を細分化し、この状況において出願人は基本デザインを一件指定し、同一の出願に含まれるその他のデザインは当該基本デザインと近似していなければならず、類似デザインの数量は10を超えてはならないとしている（第四十二条）。

3. 出願特許の初歩的審査の範囲に関して

実用新案と意匠特許は実質審査が行われなため、特許権の安定性に乏しい。同二種の特許の特徴と数量からすると、現在のところ、実質審査を行うべきではなく、また現在の状況からしても実施は困難である。現状を基に同二種の特許権の安定性を向上させ、重複授権を防止するため、意見募集稿では実用新案と意匠の特許出願に対する初歩的審査についての内容が追加された。実用新案特許出願については、斬新性、実用性に関する規定に明らかに符合していないかどうかという点についての審査が追加され、意匠特許出願については、明らかに既存のデザインに類似していないか、平面印刷物の標識的デザインであるかどうかについての審査が追加された（第四十九条第一項（二）、（三）項）。

4. 実用新案と意匠特許権の評価報告に関して

特許法改正草案は、実用新案特許検索報告制度を意匠特許にも拡大し、報告を「特許権評価報告」と改め、請求人の範囲を特許権人と利害関係人まで拡大し、報告内容を当該権利が特許法で規定されている授權条件に符合しているかどうかを全面的に分析・評価するものにまで拡大した。

意見募集稿は、上述の規定を細分化し、利害関係人とは特許権人と特許実施許可契約を結んだ被許可人を指すことを明確にするよう提案している（第五十八条）。また、特許権評価報告の手続きの作成を要求するよう規定した（第五十九条）。意見募集稿は、国家知識産権局は実用新案または意匠特許が特許権付与の条件に符合していると判断した場合、特許権評価報告を直接作成しなければならない、符合していない場合は、特許権人に通知し、意見陳述の機会を与え、その意見を考慮した上で再度特許権評価報告を作成しなければならないと規定するよう提案している（第六十条）。特許権評価報告を作成した後は、行政効率を向上させ、行政資源を節約するため、国家知識産権局は、政府サイト上において公布し、いかなる人も本局にその副本の発行を請求できるようにする。公布前に多くの人により特許権評価報告の作成要求があった場合、国家知識産権局はそれを併合処理し、評価報告は一部のみ作成する。公布後に再度提出要求があった場合、国家知識産権局はそれを受理しない（第六十一条）。

（六）再審と無効宣告手続きについて

現行細則第六十五条第三項では、特許権を付与された意匠が、他人が先行取得した合法的権利を侵害することを理由として意匠特許権無効の宣告請求が行われた場合、権利侵害を証明できる有効な処理決定または判決の提出が必要となり、提出のない場合は、特許復審委員会はそれを受理しないと規定されている。この規定は第二回目の特許法及び実施細則改正の際に追加されたもので、当時の主な理由は、特許復審委員会が商標法、著作権法等その他法律に基づいた商標権、著作権の職権侵害を認めなかったことである。特許復審委員が先行権利の主体の資格を認定する際、及び権利侵害を構成するかどうかの認定の際に問題が生じる。実際は、請求人が「権利侵害を証明できる有効な処理決定または判決」を提出することが困難な場合が多い。一例を挙げると、意匠特許が実施されておらず、商標法における使用または販売行為を構成しない場合、商標法で規定されている権利侵害行為を構成しないため、特許権人は行政部門に処理を要請したり人民法院に起訴したりすることが困難である。実施行為があつたとしても、工商行政機関と法院は通常、その決定または判決において、商標専用権の侵害行為の有無を認めるのみで、「権利侵害」を構成するかどうかは認定しない。このため、意見募集稿ではこれについての規定を削除するよう求めている。

この他、現行細則は、請求人が無効宣告請求の審査過程において、その無効宣告請求を撤回する場合、特許復審委員会は審査を終了させなければならないと規定している。実際にこのような状況が発生する場合は多く、請求人が提供した証拠がすでに特許権無効を宣告するに足るものであるにもかかわらず、種々の原因により請求人が請求を撤回した場合、それにより無効を宣告された特許の有効性を保持することができる。これは無効宣告請求の手続きを定めた立法の本意に沿うものではなく、公衆の合法的利益の維持のためには不利となる。このため、意見募集稿では、特許再審委員会はこのような状況においても合法的に特許権無効を宣告する権利を有するという相応の規定を追加するよう求めている（第七十一条第二項）

(七) 料金項目と徴収手続きに関して

現行細則によると、三種の特許申請と特許の費用に係る項目は、合計で十八項目である。料金徴収項目を立件する毎に、費用納付、徴収管理、支払期限管理、支払遅延の救済、滞納金の追徴、過払い金返還等、多くの作業が発生し、ミスが生じやすく、特許出願人と特許権利人の負担が大きくなるだけでなく、国家知識産権局の行政資源も大量に消費することとなる。サービス型政府の建設という角度からの調査研究を経て、意見募集稿では、料金項目の合併・簡略化、徴収手続きの最適化方を提案し、公布印刷費、公告印刷費、出願維持費、記載事項変更費、手続中止請求費、強制許可請求費、強制許可使用費の裁決請求費の七項目を取り消すよう求めている（第百〇六条）。

現行細則では、過払い、二重支払いまたは支払いミスのあった特許費用について、特許出願人は納付日より1年以内であれば返還を要求できると規定している。意見募集稿では、当事者の利益をより厚く保護できるよう、この期限を3年と改めるよう求めている（第百〇七条第四項）。

(八) 強制許可制度の改善に関して

1. 「十分に実施していない」という概念の明確化

特許法改正草案は、現行特許法第四十八条で規定されている強制許可の理由に対して調整を行い、特許権人が特許権を付与された日より3年以内で、且つ特許出願を提出した日より4年以内に、正当な理由なくその特許を実施していないまたは十分に実施していない場合は、強制許可を付与できることを明確にした。上述の規定を実施するため、意見募集稿は「その特許を十分に実施していない」の具体的な概念を明確にするよう求めている（第八十条第一項）。

2. 公共健康問題の解決のための強制許可付与についての具体的規定の増加

特許の強制許可制度を十分に利用し、発生する可能性のある公共健康問題に対応するため、特許法改正草案は、「TRIPS改正協議議定書」（以下、「議定書」とする）の規定に基づき、公共健康を目的とした強制許可の付与に関する規定に対し改正を行い、製薬能力がないまたは不足している国家を対象としている場合については強制許可により輸出を許可するという原則的規定を追加した。

議定書は、その関連構成員が、製薬能力が欠如または不足している構成員が直面している公共健康問題を解決するために、同関連構成員に強制許可を付与する権利を与えるとともに、大量の手続きと実体的義務を付加している。特許法改正草案は、これら義務について詳細に規定していない。関連構成員が自国に対して関連義務を全て履行するかどうかという疑念を解消するため、また特許法の原則的規定の実施のため、実施細則の中に運用規定を追加する必要がある。

意見募集稿は、まず議定書に基づいて公共健康問題の解決のための「薬品」の定義を明確に規定している（第八十条第二項）。そして中国が上述薬品の製造能力を備えていないまたは不足している場合は、強制許可を付与し、被許可人がその他国家より中国公共健康問題を解決するための強制許可頒布により生産された当該薬品を輸入することを許可すると規定し、具体的な要求と手続きについても規定している（第八十一条、第八十二条、第八十三条）。中国が上述薬品の生産能力を有する場合は、その他の当該薬品生産能力が欠如または不足している国家が直面している公共健康問題を解決するためであれば、国内企業が当該国家を対象として薬品を生産・輸出するよう強制許可を付与でき、意見募集稿はこれに対し具体的な要求と手続きについて規定している（第八十四条、第八十五条、第八十六条）。

(九) 職務発明の発明人と設計人の報酬に関して

現行特許法は、職務発明が特許権を付与された後、その単位は発明人または設計人に対し奨励を行わなければならないと規定している。特許実施後は、その応用範囲と取得した経済利益に応じて、発明人または設計人に対し合理的な報酬を支払わなければならない。現行細則は国有企事業単位の奨励と報酬の最低標準を定め、その他の所有制単位はこれを参照・適用できるとしている。

特許法改正草案についての意見の募集過程において、多くの企業と専門化が、特許法が規定している「合理的」という原則的基準下においては、まず企業と労働者が労働契約により奨励と報酬を定めるという自主権を与えられなければならない、労働契約における定めがないまたはその約定が明らかに非合理的である場合にのみ法定統一基準が適用されるべきであると主張した。奨励・報酬の支払方式についても、貨幣による支払いのみではなく、株式、ストックオプション等を含む多様な形式があるべきで、職務発明の発明人または設計人の利益を保障するため、法定最低標準は国有企事業単位だけでなく中国の全ての単位に適用されなければならないとしている。意見募集稿は上述の意見を取り入れ（第八十八条）、現行細則第七十七条規定を削除した。

現行細則は、単位が特許使用許可費を取得した後に、そのうちの一定の比率を発明人または設計人に報酬として支払うよう規定しているのみで、単位が職務発明特許を譲渡した場合に報酬が支払われなければならないかどうかについては規定していない。報酬を支払う場合、特許の譲渡と実施許可の性質が相似しているため、特許権により利益を収得することとなり、同等の待遇でなければならない。このため、意見募集稿は、単位が収得した譲渡費は同様の比率で職務発明の発明人または設計人に報酬として支払わなければならないと提案している（第九十条）。

この他、現行細則は、職務発明の発明人、設計人が離職または死亡した場合、奨励または報酬を取得する権利または当該権利の継承の可否を維持できるかどうかについて明確に規定していない。意見募集稿はこの部分を明確にするよう求めている（第九十一条）。

(十) 特許権の保護に関して

現行細則第七十八条では、特許法と本細則における特許管理工作部門とは、省、自治区、直轄市人民政府、及び特許管理作業が多く、処理能力を有する市人民政府設立の特許管理工作部門を指す。国家知財権戦略の実現のため提出された各項目標は、各地特許管理工作部門による特許の創造、運用、管理、保護方面における重要な役割が、より一層発揮される必要がある。このため、意見募集稿は以下のように規定するよう提案している。“省、自治区、直轄市人民政府、及び各市人民政府により設立された特許管理工作部門は、特許法第六十一条の規定に基づいた特許侵害紛争を処理し、特許権侵害の賠償請求額を調整することができる。また省、自治区、直轄市人民政府と各市人民政府により設立された特許管理工作部門、及び県級以上の人民政府が経済社会の発展の必要から設立した特許管理工作部門は、特許法第六十四条、第六十五条、本条例第九十三条の規定に基づき、他人の特許の詐称、特許模倣行為の査定及び特許紛争の仲裁を行うことができる”（第九十二条）。

現行細則第八十条では、国家知識産権局は地方における紛争の処理と仲裁に対し指導を行わなければならないが、国家知識産権局には権利侵害紛争の処理と特許の詐称・模倣行為の査定を行う権限が与えられていない。これまで多くの地方知識産権局が、重大な権利侵害・違法行為（越省案件等）の処理について国家知識産権局による直

接の指導を希望していた。このため、意見募集稿は、商標法実施条例、著作権法実施条例の関連規定を参考に、地方特許管理工作部門は国家知識産権局の組織に重大な権利侵害・違法案件の処理または査定を依頼することができる」と規定している（第九十四条）。

特許権利侵害紛争の処理過程において、被侵害人が特許権無効宣告を請求した場合に処理を中止するかどうかの問題について、現行細則第八十二条は、原則的規定を定めているのみで、実際は統一されていない場合がある。このため、意見募集稿は、関連司法解釈を参照し、中止しない場合を明確に定めるよう提案している（第九十六条）。

期限満了または年間費用の未納により特許権が終了した場合に、特許権人が引き続き特許標識を表示することができるかどうか、及び終了前に合法的に特許標識を表示した特許製品を引き続き販売、使用できるかどうかについて、現行細則は明確な規定を定めていない。実際において、ある観点では特許権終了後と無効後の特許標識問題は同様に扱われなければならないとし、終了後も引き続き特許製品に表示する行為及び終了前に特許標識を表示した特許製品の販売継続行為は、一律に権利模倣行為として処理されなければならないとしているが、これは非合理的である。意見募集稿は、以下のように規定するよう求めている。特許権終了後は、特許権人は新たに製造された製品上に特許標識を表示することはできない。ただし、終了前に法に基づき特許標識を表示した製品については、引き続き販売の許諾と販売する権利を有し、特許の模倣行為として処理されない（第九十九条）。

（十一）国際出願の国家段階への参入に関する規定

1. 国際出願の受理に関する規定

現行細則第九十九条第一項では、国家知識産権局は特許協力条約に基づいて提出された国際特許出願を受理すると規定している。意見募集稿は、国家知識産権局がPCT国際局の国際受理機関として国際出願を受理する場合、その性質が国際局の代理事務所と類似しているため、特許協力条約及びその実施細則の規定に完全に基づいて行われる必要があり、関連国内法の適用は不可能かつ不適當であるとして、この規定を削除した。このため、実施細則の中にこの規定は不要となった。

2. 特許協力条約に対してとどめた中国の例外規定

特許協力条約及びその実施細則は絶えず改正されている。一方で、国家利益またはその他の要素を考慮した際、一部のすでに通過済みの改正法案を保留しなければならない場合がある。また一方で、改正法案を受け入れたとしても、国内法についても相応の改正を行わなければ、中国においてその改正が有効とならない。国内法の改正には一定の過程が必要なため、まず国際条約の改正を保留しておき、相応の国内法改正の完了を待ってから国際条約の改正内容を受け入れるというプロセスが必要な場合もある。意見募集稿は、このような状況に適応するため、上述のような状況がすでに発生している条項について、例外の保留に関する規定を追加するよう求めている（第一百十四条、第一百二十三条）。

3. 国際出願の国家段階における処理に関する手続き

現行細則は事件発生の順序に照らし、特許の国際出願は中国の国内段階で処理されるべき手続きであると規定している。現行細則第百〇一条は、中国国内段階で処理すべき全ての手続きについて規定している。第百〇二条は処理が必要な手続きについて規定し、最後の期限満了前にこれら手続きを行っていないまたは不備があった場合、

国内段階で扱うことはできない。第百〇三条と第百〇五条では、必要な手続き以外の補正可能な手続きのいくつかについて規定している。このような規定方式は複雑で、各条項間に重複するものもあり、公衆が正確に理解することが困難な場合がある。規定を簡略化するため、意見募集稿では法律効果に基づき、国内段階で処理されるこれら手続きについて、以下のように新たに規定するよう求めている。第一、国内段階の手続きを行える期限を明確にする（第百十五条）。第二、国内段階における処理を行うための必要手続きを行うことについて、この規定に完全に符合する手続きを行って初めて出願番号を与えられ、中国国内段階の処理が行える期限が明確になり、最終期限の満了までにこの規定を満たしていない場合は、国内段階における処理ができないと規定する（第百十六条）。第三、国内段階での処理において補正可能なその他手続きについて、これら規定を満たしていない出願に対し、国内段階の処理を先に行うことを許可することができ、不備のある部分は指定された期限内であれば補記できると規定する（第百十八条）。第四、各種情況下において国際出願が中国におけるその効力を終了した場合、その権利を回復できるかどうかについてのそれぞれの場合に応じた規定を明確にする（第百十七条）。

4. 国際出願と国内出願の一致性に関する要求

現行細則の規定によると、国内出願では出願人が優先権を要求した場合、出願日より二か月以内に優先権主張費用を支払わなければならない。また、優先権を主張している国際出願では、出願人は国内段階手続きを行う際に優先権主張費用を支払わなければならない。未払いまたは不足のある場合は、指定された期限に支払わなければ当該優先権を主張していないとみなすものとする。これを比較すると、国際出願の場合は準備期間が不足している。両者を一致させるため、意見募集稿は、国際出願の出願人は国内段階の手続きを開始した日より2か月以内に優先権主張費用を支払うと規定するよう提案している（第百二十三条）。

現行細則は、実用新案特許権の国際出願取得を主張する場合、出願人は国内段階の手続きを開始した日より1か月以内であれば、自主的に修正できると規定している。しかし国内出願に対しては、出願日より2か月以内であれば自主的に修正できるとなっている。このため、意見募集稿では、この部分を改正し、実用新案特許の国際出願取得を主張する出願人は、国内段階手続き開始日より2か月以内を修正期限と規定するよう提案している（第百二十五条）。

現行細則第百十三条の規定によると、国際出願において中国国内段階の手続きを行う際、出願人が提出した文書と納付した費用は、いずれも国家知識産権局が受領した日を提出日・納付日とする。しかし、国内出願では、出願人が出願文書または納付費用を郵送した場合、消印の日付が提出日・納付日とされる。国際出願と国内出願の規定を一致させるため、意見募集稿は現行細則第百十三条の国際出願に関する特別規定を削除し、国内出願の場合の関連規定を適用するよう提案している。

この他、意見募集稿では、現行細則の一部条文に対し、文字修正を行っている。

国家知識産権局弁公室秘書処2008年11月4日印刷発行

(仮訳：ジェトロ北京センター知識産権部)